

豊丘村行政評価システムの概要

第1節 評価の目的

豊丘村行政評価システムは、村が行う施策及び事務事業について成果やコストの観点から評価を行うもので、評価作業を通じて、施策及び事務事業の今後のあり方を明らかにするとともに、成果を重視する行政を行うために実施するものです。

1. 村民満足度の向上

事業実施のために「どれだけ資源を投入したか」「どれだけサービスを提供したか」ということだけでなく、それらにより「村民に対して実際どのような成果がもたらされたか」ということを重視することによって、事業の有効性が高まります。

また、行政評価システムを通じて職員の意識改革が進むことにより、「村民の視点に立って成果を上げる」ことを一層重視する、村民にとって満足度の高い行政運営の実現を目指します。

2. 総合振興計画及び未来とよおか創生プランの計画的・効率的な推進

平成30年度より第5次豊丘村総合振興計画（後期計画）、令和元年度より未来とよおか創生プラン（第2期）がスタートしています。この政策評価（総合振興計画連動型行政評価システム）を行うことによって、総合振興計画及び未来とよおか創生プラン（第2期）に掲げられた目標に対し、計画全体の進捗状況が把握されるとともに、計画実現の手段となる個々の事業の効率性や有効性等が確保され、計画の計画的・効率的・総合的な推進が図られます。

3. 行政の透明性・効率性の確保・村民への説明責任

(1) 行政の透明性の確保

行政評価システムを導入し、村民に対する行政成果の説明責任を徹底することにより、村政情報が村民に積極的に提供され、行政の透明性が確保されます。また、このような状況が実現されることにより、行政に対する村民の信頼性の向上が図られます。

(2) 行政内部の効率化の推進

評価結果を公表することにより、行政運営の状況が村民に明らかにされるため、行政内部における効率化が促進されるようになります。

(3) 村民に対する議論喚起

施策の内容、実施状況、改善目標を明らかにすることにより、これらのあり方について、多くの議論が村民の間で喚起されるとともに、村政への理解や共通認識が深まることが期待されます。

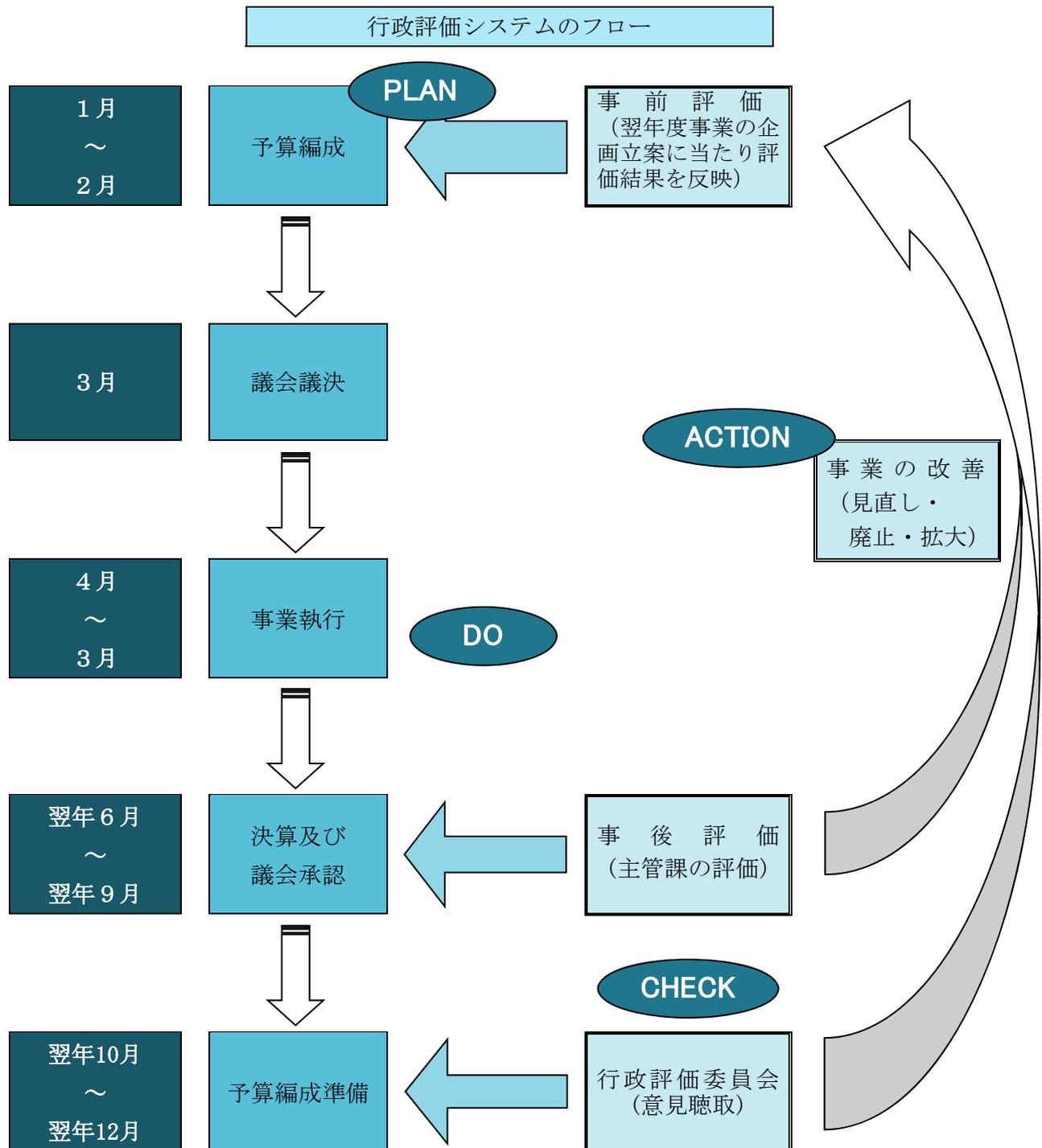
(4) 村民に対する説明責任

村民に対する行政の説明責任については、限られた資源・予算の中で、効果的・効率的に村民サービス向上に成果を上げているかという結果について、説明責任を果たすことが重要となっており、行政評価システムを通じてその実現が図られます。

第2節 行政評価システムの概要

行政評価システムは、村が村民に提供するサービス（**施策及び事務事業**）について、村民満足度・コスト・目的・成果などの観点から村自らが評価し、その結果を村民に公表するとともに、今後のサービス（事務事業の改善）に反映させる仕組みです。

行政評価システム(CHECK) → 事業の改善(ACTION) → 予算編成(PPLAN) → 事務事業の執行(DO) というサイクルにより、行政評価の結果を次年度の予算編成（事業計画）に確実に活かしていきます。



1. 評価の主体

(1) 主管課評価

評価は、当該施策を担当する主管課において実施します。

(2) 委員会評価（行政評価委員会からの意見聴取）

主管課によって作成された評価シートについて、評価の客観性・厳格性を確保するために、村民で構成された行政評価委員会から意見を聴きます。

(3) 理事者評価

委員会評価が行われなかった事業については、作成された評価シートを基に村長、副村長及び担当課長によるヒアリングを行います。

2. 評価の対象

評価の対象となるものは、第5次豊丘村総合振興計画（後期計画）及び未来とよおか創生プラン（第2期）に掲げられた施策及び当該施策を構成する事務事業です。

3. 評価の種類

行政評価の手法・内容は千差万別です。本村では、簡易的な事務事業評価と施策評価とを組み合わせた形式で行政評価を行うこととします。

(1) 施策評価

施策評価は、第5次豊丘村総合振興計画（後期計画）及び未来とよおか創生プラン（第2期）に掲げる「施策」について、あらかじめ達成すべき目標を設定し、成果指標の結果、村民満足度アンケート結果や事務事業評価結果を参考にして、今後の方針や対策を明らかにすることを趣旨とします。

(2) 事務事業評価

事務事業評価は、当該事業の成果とコストを分析・検討し、その位置づけを明らかにするものです。施策の目的達成のために実施する事業について評価、分析を行い、必要な事業については拡大・縮小・廃止・見直しといった具体的な方向性を明記します。

区分	施策評価	事務事業評価
趣旨	課題の把握と今後の方向性の検討に活用するとともに、事務事業評価と相まって、成果への貢献度の把握に活用	施策の目的を達成するために必要な事業を選択・実施するため、事務事業の見直しに活用
対象	総合振興計画に掲げる34施策	施策の目的を達成するために実施する全事業
観点	施策の進捗状況を成果指標や構成事務事業の状況等から評価	必要性、事業コストや成果の状況から評価し、必要により拡大・縮小・廃止・見直しの方向性にも言及する

